

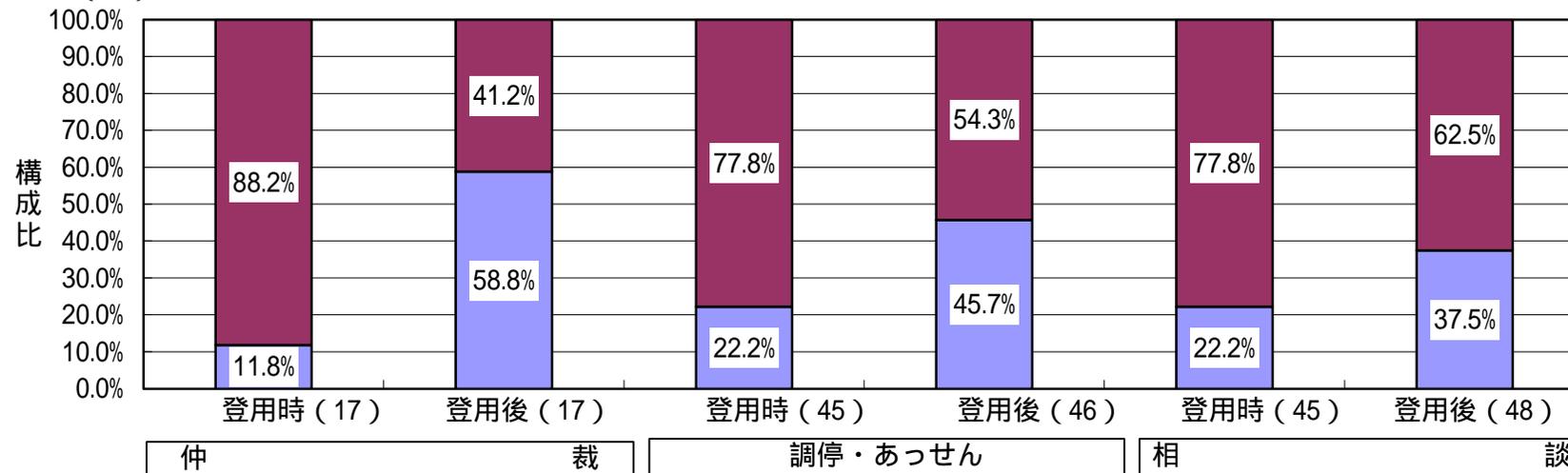
主宰者としての知識・技能の確保・向上に関する取組の現状

登用時：一定の研修修了を主宰者登用の要件としていることの有無

登用後：主宰者登用後の研修実施の有無

()内は有効回答数

■ : 有 ■ : 無



(注1) 登用後の研修を実施しているものには、機関独自の研修を実施している場合、他の機関と協力して研修を実施している場合のいずれかを選択した回答が含まれる。

(注2) 登用後に独自の研修を実施している例としては、事例・判例研究の研修会を年数回～月1回程度実施している機関が多かった。

このほか、弁護士や行政職員等を講師に招いて、年数回程度講習会を開催している機関や、1週間程度の相談実務研修を実施している機関、年数回程度ボランティアの市民相談員への研修を実施している機関などもみられた。

(注3) 登用後に他の機関と協力して研修を実施している例としては、行政機関や他のADR機関の実施する研修会・セミナーなどに年数回程度参加している機関が多かった。